

退職互助部説明

PART②

～ 退職後の医療保険について ～



退職後の医療保険の説明を行います。

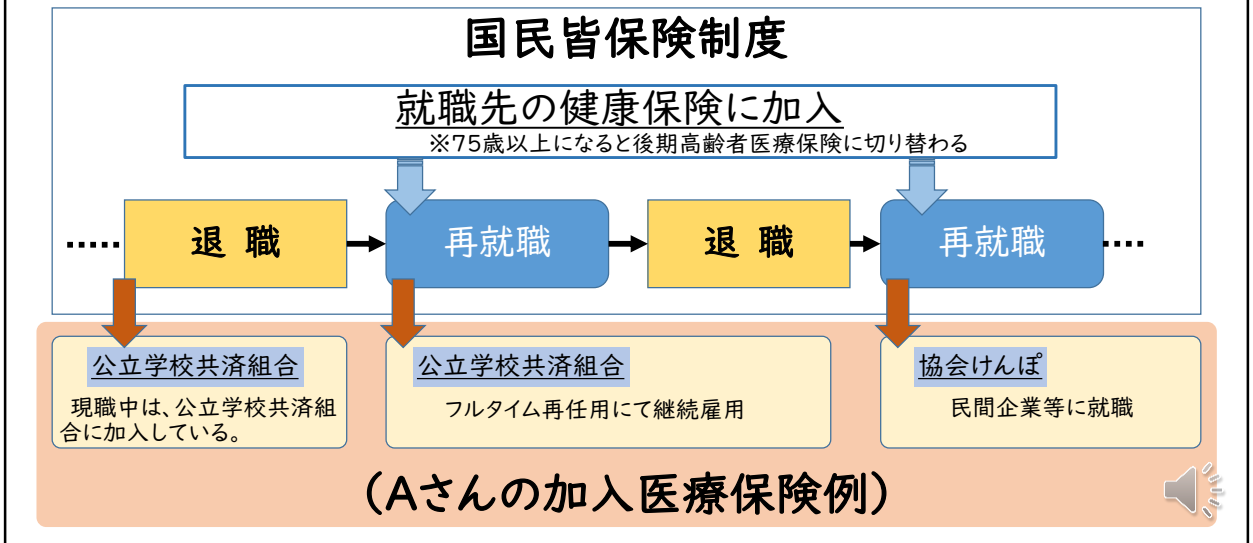
【目次】

- 1 退職後の医療保険について
- 2 医療費の自己負担割合について



本動画の内容は、画面の通りです。

Ⅰ 退職後の医療保険制度



退職後の医療保険についてです。

日本国内では、国民皆保険制度に基づいて、常になんらかの健康保険に加入していなければなりません。

退職後は、再就職等により様々な選択肢があります。

まず、再就職する場合です。退職後、再就職される場合は、就職先の健康保険に加入します。

そこを退職して、また再就職される場合も、その就職先の健康保険に加入します。

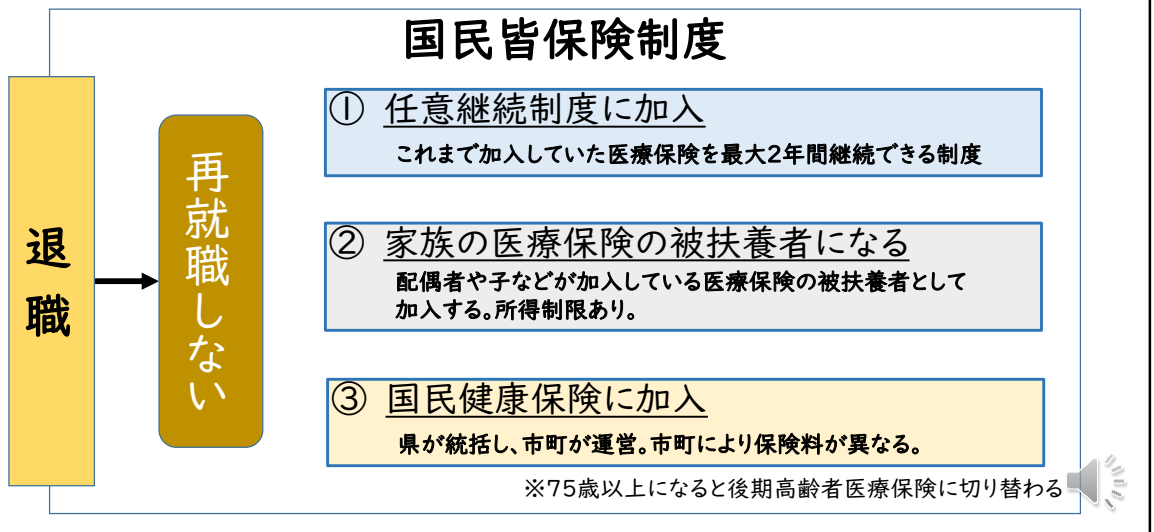
Aさんの例を説明します。

退職されるまでは、公立学校共済組合です。

Aさんは、フルタイムで再任用をされたので、継続して、公立学校共済組合となります。

次の再就職先が一般の民間企業であったため、協会けんぽに加入したということになります。

1 退職後の医療保険制度



次に再就職しない場合です。
国民皆保険制度があるため、就職をしない場合でも何らかの医療保険に加入する必要があります。

再就職をしない場合の
1つ目は、
それまで加入していた健康保険を最大2年間延長できる、任意継続制度に加入することです。
公立学校共済組合だけでなく、協会けんぽ、私学共済など全ての健康保険にこの制度があります。
2つ目は、所得の制限等がありますが、配偶者やお子様が加入している健康保険の被扶養者になるという方法です。
3つ目は、国民健康保険に加入となります。

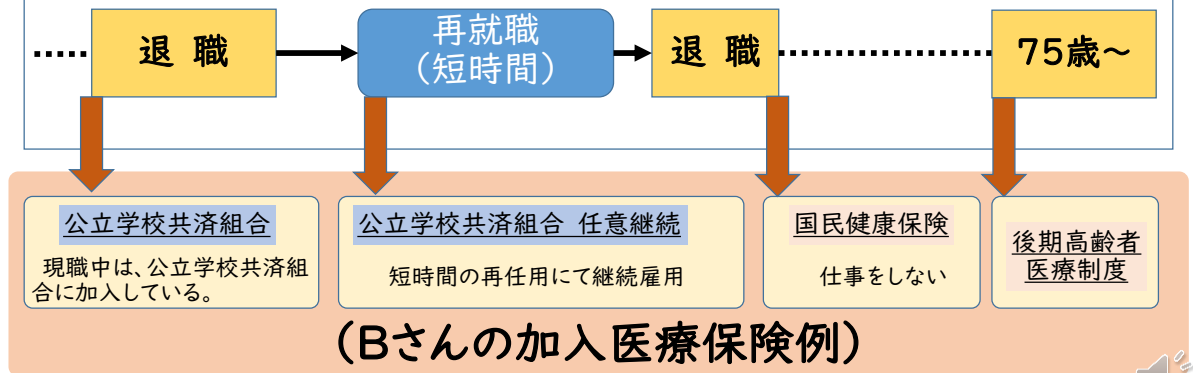
1 退職後の医療保険制度

① 任意継続制度に加入

③ 国民健康保険に加入

国民皆保険制度

※75歳以上になると後期高齢者医療保険に切り替わる



Bさんの例を見てみましょう。

学校を退職するまでは、公立学校共済組合です。

Bさんは、短時間で再任用をされたため、公立学校共済組合の任意継続制度を利用されました。

2年間の短時間再任用を終えられ、再就職をしないため、国民健康保険に加入しました。

75歳になったら、後期高齢者医療制度に切り替わります。

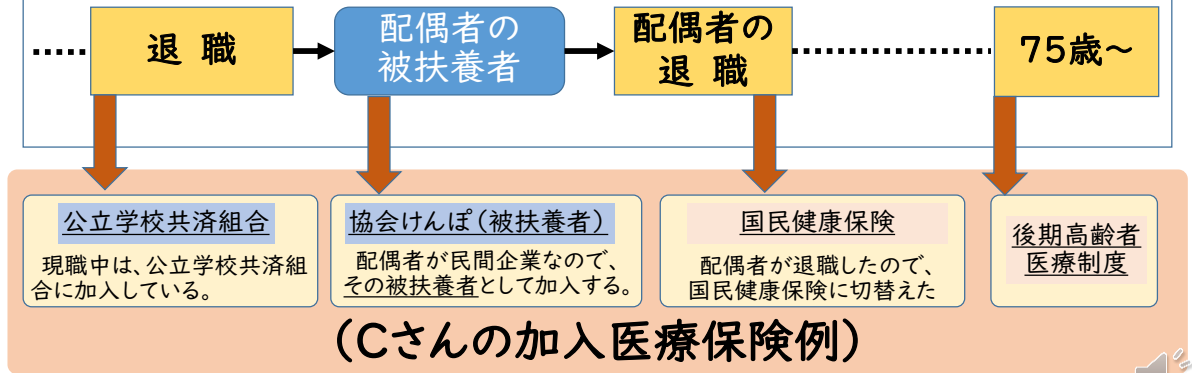
1 退職後の医療保険制度

② 家族の医療保険の被扶養者になる

③ 国民健康保険に加入

国民皆保険制度

※75歳以上になると後期高齢者医療保険に切り替わる



Cさんの例です。

学校を退職するまでは、公立学校共済組合です。

Cさんは、再就職しなかったため、民間企業に勤めている配偶者の被扶養者となりました。

その後、配偶者も退職となったため、Cさんは国民健康保険に切り替えました。

75歳になったら、後期高齢者医療制度に切り替わります。

このように本人の環境でさまざまな選択肢がありますので、収入や、保険料等を考慮しながら選択する必要があります。

2 医療費の自己負担割合

(1) 自己負担割合(令和2年4月1日現在)

年齢	6~69歳	70~74歳	75歳~
負担割合	3割	2割	1割 (後期高齢者医療制度)
現役並み所得者			

※65歳以上で一定の障害がある場合は、1割負担となることができる。

(2) 窓口負担額の例(医療費総額 100,000円の場合)

年齢	60~69歳	70~74歳	75歳~
窓口負担額	30,000円	20,000円	10,000円



最後に、医療費の自己負担割合について説明します。

自己負担割合は、
一般的な所得の場合69歳までは原則3割、70歳から74歳の間は2割、75歳以降は1割負担となります。

現役並みに所得がある場合などは、70歳以降も3割負担となります。

医療費総額が10万円であった場合の例です。

自己負担割合がそれぞれ3割、2割、1割ですので、窓口負担は3万円、2万円、1万円ということになります。

今回は、令和2年4月1日現在の自己負担割合について説明しました。

今後変わる可能性がありますので、ご了承ください。